

事務連絡  
令和2年1月17日

都道府県消費者行政担当課 消費者教育担当課長 殿

消費者庁 消費者教育推進課長

令和元年度（平成31年度）の消費者教育教材「社会への扉」等の  
活用状況について（依頼）

平素よりお世話になっております。

消費者庁では、関係省庁と連携して、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）に基づき、実践的な消費者教育の取組の推進として、消費者教育教材「社会への扉」（以下「社会への扉」という。）の提供及び活用<sup>1</sup>を推進しております。アクションプログラムでは、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行うこととされております。

つきましては、標記のとおり、「社会への扉」等の令和元年度（平成31年度）の活用実績を把握したく、域内の全高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（国立高等専門学校も含みます。）の活用状況について、別紙（【活用状況のご回答に当たっての留意事項】）をご参照いただいた上で、別添（エクセルファイル）にご回答いただき、3月30日（月）までにご提出ください。

なお、活用実績については、集計値の形で公表する場合がありますので、ご了承ください。

以上

【本件問合せ先】

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
消費者庁消費者教育推進課  
「社会への扉」担当

メール：[g.syakai-tobira@caa.go.jp](mailto:g.syakai-tobira@caa.go.jp)

※問い合わせは電話ではなく、メールでお願いいたします。

<sup>1</sup> ここでいう「活用」とは、全ページを網羅的に利用するほか、例えば、特定のページだけを利用する場合や、他の消費者教育教材の補強として利用する場合なども含みます。